

商品概要説明書

住宅ローン利用者向け金利上乗せ定期貯金

(平成27年9月1日現在)

1. 商品名	・住宅ローン利用者向け金利上乗せ定期貯金
2. 取扱開始日	・平成27年9月1日
3. 販売対象	・J Aぎふにおいて住宅ローン利用者（保証会社付き）
4. 対象商品	・スーパー定期貯金
5. 預入期間	・1年（自動継続）
6. 預入金額	・一括預入 ・預入金額は100万円までとする。（但し、住宅ローン残高内）
7. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しします。
8. 利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・預入時の1年もの店頭表示金利に年0.5%を上乗せし、満期時においても満期日の店頭表示金利に上乗せし自動継続いたします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。
9. 付加できる特約事項	・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
10. 継続方法	・元金継続
11. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12. 貯金保険制度	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店またはリスク統括課（電話：058-265-7020）にお申し出ください。当JAでは規程の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、岐阜県農業協同組合中央会が設置・運営する岐阜県JAバンク相談所（電話：0120-200-787）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク統括課または岐阜県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>岐阜県弁護士会（電話：058-265-0020） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</p>
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座に限る。 （貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・繰上償還等で、住宅ローン残高が貯金残高を下回る場合でも満期時までは適用する。 ・本商品の取扱いは貯金受入資格のご確認をさせていただいた窓口のみとさせていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAぎふ